

富士河口湖町宿泊税 システム整備費等補助金 申請の手引き

—第1版—

申請受付期間

令和8年10月7日(水)

～ 令和9年3月12日(金)

申請・お問合せ先

〒401-0392

山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700

富士河口湖町役場 税務課

【TEL】 0555-72-1113

【E-mail】 zeimu@town.fujikawaguchiko.lg.jp

【対応時間】 平日午前8:30～午後5:15 (※12:00～13:00を除く)

目次

申請にあたっての注意事項.....	2
-------------------	---

補助金の概要

補助対象事業者.....	3
--------------	---

対象となる事業・経費.....	3
-----------------	---

補助金の額.....	4
------------	---

申請から交付までの流れ.....	5
------------------	---

申請書類（記載例）

交付申請.....	6
-----------	---

変更・中止・廃止.....	8
---------------	---

実績報告.....	9
-----------	---

よくある質問.....	12
-------------	----

申請にあたっての注意事項

必ずご確認いただき、ご理解いただいたうえで申請をお願いします。

また、申請にあたっては富士河口湖町補助金等交付規則(以下「規則」と記載。)および富士河口湖町宿泊税システム整備費等補助金交付要綱(以下「要綱」と記載。)の規定を必ずご確認ください。

1. 補助金交付決定前に行ったシステム整備等は、対象となりません。

補助金交付申請後、町からの交付決定を受けた後に整備事業に着手してください。詳細については「申請から交付までの流れ」(P.5)をご確認ください。

2. 定められた期日までに補助金交付申請書・実績報告書・請求書等の提出がない場合、補助金は交付されません。

申請書類に不備がある場合や、内容に疑義がある場合などには書類の修正・追加書類の提出を求めることがありますので、お早めに手続きをお願いします。

3. 規定に違反した場合、決定の取り消し(補助金の返還)となります。

規則または要綱の規定に違反した場合、補助金の交付決定の全部もしくは一部を取り消すことがあります。取り消した場合において、既に補助金が交付されている場合は、その全部もしくは一部を返還いただきます。

4. 申請内容等について調査し、報告・検査を求める場合があります。

申請者の町税の収納状況や提出書類について、町税務課で調査し、必要に応じて他の関係部署(行政機関等)との情報共有をさせていただく場合があります。また、申請内容や補助事業の実施状況について、報告を求める場合や町職員が立入検査を行う場合があります。

5. 補助事業完了後 5 年間、帳簿や関係書類の保管が必要です。

補助金交付の日の翌年度から 5 年間、書類を保管してください。

補助金の概要

宿泊税の導入に伴い町内宿泊事業者が行うシステム整備等を支援し、宿泊事業者の事務負担の軽減および宿泊税の円滑な徴収を図るため、町長が予算の定める範囲内において、富士河口湖町宿泊税システム整備費等補助金を交付します。

補助対象事業者

富士河口湖町宿泊税の特別徴収義務者として登録申請を行った者

※ただし、以下に該当する者を除きます。

- 1.富士河口湖町暴力団排除条例(平成 24 年富士河口湖町条例第 15 号)に規定する暴力団及び暴力団員等又はこれらの者と密接な関係にある者
- 2.町税を滞納している者
- 3.そのほか町長が適当でないと認める者

対象となる事業・経費

宿泊税の導入に伴うレジシステム(宿泊料金、宿泊者数などを管理するシステム)等の整備事業(以下「補助事業」と記載。)および、それに必要なシステムの改修・構築並びにハードウェア・ソフトウェアの購入に係る経費並びにその他宿泊税導入に伴う既存のパンフレット等の修正に係る経費(以下「補助対象経費」と記載。)

※以下の経費を除きます。

- 1.経常的経費（月額利用料、プロバイダ利用料、保守管理料など）
- 2.人件費、交際費、交通費、宿泊費及び飲食費
- 3.租税公課（消費税、地方消費税、印紙代など）
- 4.他の補助金等の交付の対象となっている経費
- 5.そのほか町長が適当でないと認める経費

補助金の概要

■ 補助対象経費の例

(例1) 毎日の宿泊者数と宿泊税を月ごとに集計する機能の追加

イメージ

令和9年4月

日	宿泊者数	うち 課税免除	宿泊税額
1	100人	0人	20,000円
2	120人	30人	18,000円
3	150人	40人	22,000円
4	100人	10人	18,000円
⋮	⋮	⋮	⋮

(例2) 領収証作成時に「宿泊税」の記載を印字する機能の追加

イメージ

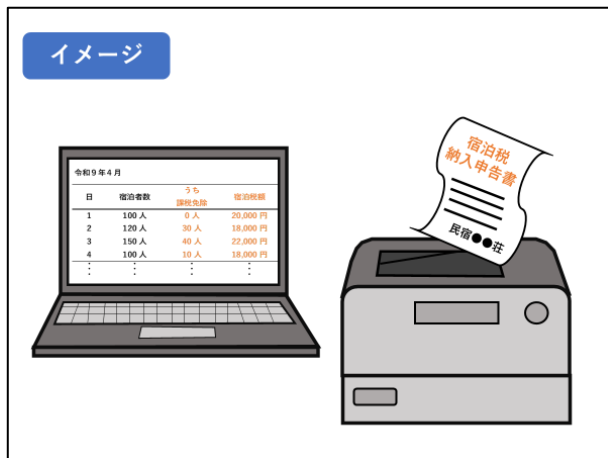
領収証

〇〇〇〇様

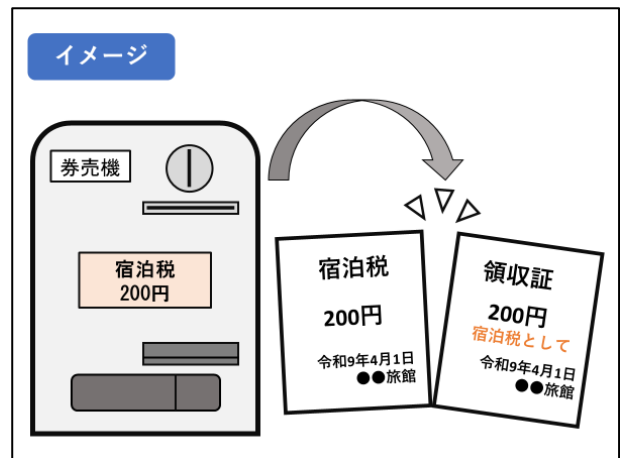
日	項目	金額
4月1日	宿泊料金	20,000円
	消費税	2,000円
	宿泊税	200円
	合計	22,200円

令和9年4月2日
山梨県南都留郡富士河口湖町
〇〇〇〇〇〇番地
富士河口湖町●●ホテル
受領印

(例3) 宿泊税を管理するソフトウェアを
搭載したパソコンや宿泊税申告書
を出力するプリンタの購入



(例4) 宿泊税を徴収するための
券売機の購入



補助金の額

補助対象経費に対して、宿泊施設 1 施設ごとに

補助上限額	50万円
補助率	10分の10

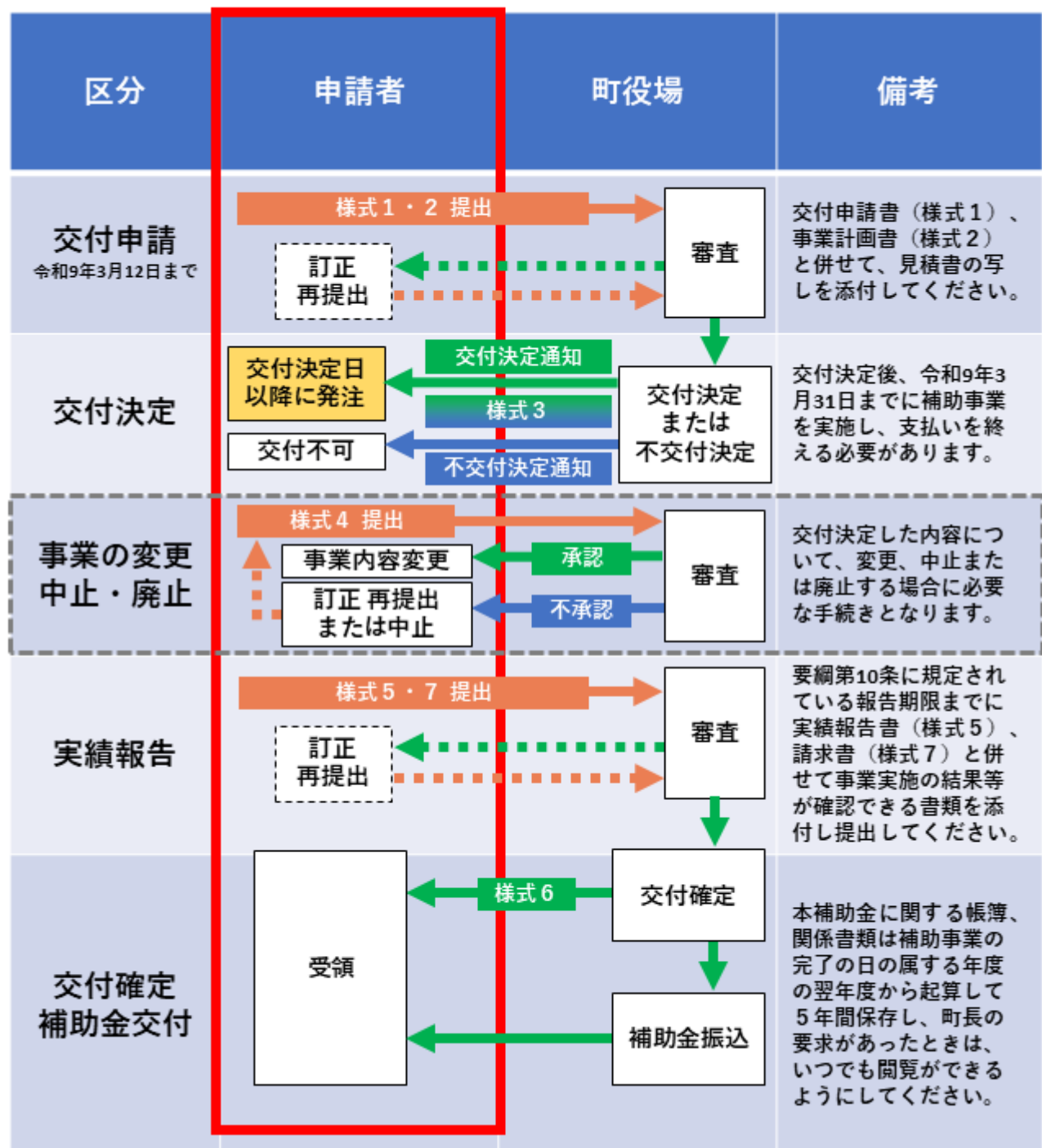
※補助金の額に 1,000 円未満の端数がある場合は、それを切り捨てた金額

申請から交付までの流れ

本補助金のお手続きについては、次の表に従って申請等を行ってください。

なお、同一の補助対象事業者が町内に複数の宿泊施設を経営している場合は、全ての宿泊施設をまとめて申請を行ってください。（補助金の額は施設ごとに上限額 50 万円として申請いただけます。）

また、申請内容や補助事業の実施状況について、疑義が生じた場合には、報告を求め、町職員が立入検査を行う場合があります。



交付申請書(様式1) ※事業計画書(様式2)、見積書の写しと併せて提出

様式第1号(第7条関係)

令和○年 ○月 ○日

富士河口湖町長 殿

住所 山梨県南都留郡富士河口湖町
(所在地) 船津○○—○
申請者氏名 (株)●●●ホテル
(名称及び代表者氏名) 代表取締役社長 □□□□
連絡先 0555-○○-○○○○

富士河口湖町宿泊税システム整備費等補助金交付申請書

富士河口湖町宿泊税システム整備費補助金の交付を受けたいので、富士河口湖町宿泊税システム整備費等補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 金 1,500,000 円
(※複数施設を経営し、まとめて申請する場合) 施設数 3 施設

- 2 誓約事項(申請にあつては、全ての事項の確認が必要です。)

富士河口湖町補助金等交付規則(以下「規則」という。)及び富士河口湖町宿泊税システム整備費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)の規定を遵守することを誓約します。	☒
要綱第3条に規定する補助対象事業者としての要件を全て満たしていることを誓約します。	☒
町税の収納状況や申請書類及び添付書類の内容について、町税務課が調査及び情報共有を行うことに同意します。	☒
町から報告及び立入検査等の求めがあつた場合には、これに応じます。	☒
これらの誓約が虚偽であり、又は誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。	☒

- 3 添付書類

- ☒ 富士河口湖町宿泊税システム整備費補助金事業計画書(様式第2号)
☒ 見積書の写し(システム、設備、物品、印刷物等の規格及び税抜き単価が分かるもの)

事業計画書(様式2) ※宿泊施設が複数ある場合は施設毎に作成

様式第2号(第7条関係)

富士河口湖町宿泊税システム整備費等補助金 事業計画書

1 宿泊施設の概要

施設名称	●●●ホテル 河口湖館
施設所在地	富士河口湖町船津■■■—○
旅館業法営業許可番号 又は住宅宿泊事業届出番号	△△第○—□□号

※ 複数の宿泊施設をまとめて申請する場合は、施設毎に事業計画書を作成してください。

2 事業概要(※宿泊税の徴収・納入等に関して必要となる事業に限ります。)

事業期間	令和 ○年 △月 □日から 令和 ○年 □月 ○日まで
事業名	①レジシステム改修事業 ②宿泊税申告書印刷用プリンタ購入
事業内容	① ・宿泊税額等集計機能の追加 ・領収書への宿泊税項目印字機能の追加 ② ・○○社製 プリンタ(型番:■■■)

3 交付申請額の算出根拠

補助対象経費(消費税及び地方消費税を除く)	A	1,200,000円
補助限度額(1施設当たり)	B	500,000円
交付申請額(A又はBのいずれか少ない額)		500,000円

※ 複数の宿泊施設をまとめて申請する場合は、富士河口湖町宿泊税システム整備費等補助金交付申請書(様式第1号)の「1 交付申請額」には、全施設の合計の交付申請額を記入してください。

事業変更・中止・廃止承認申請書(様式4)【変更・中止・廃止がある場合のみ提出】

※変更の場合は、その内容が分かる事業計画書(様式2)と見積書の写しを併せて提出

様式第4号(第9条関係)

令和○年 ○月 ○日

富士河口湖町長 殿

住 所 山梨県南都留郡富士河口湖町
(所在地) 船津○○―○
補助対象事業者 氏 名 (株)●●●ホテル
(名称及び代表者氏名) 代表取締役社長 □□□□
連 絡 先 0555-○○-○○○○

富士河口湖町宿泊税システム整備費等補助金事業変更・中止・廃止承認申請書

令和●年●月●日付富士河口湖町指令第△△号で交付決定のあった富士河口湖町宿泊税システム整備費等補助金に係る補助事業について、富士河口湖町宿泊税システム整備費等補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり承認を申請します。

1 申請内容(いずれかに○)

補助事業の 変更 ・ 中止 ・ 廃止

2 変更・中止・廃止の内容

購入物品の変更

3 変更・中止・廃止の理由

購入予定であったプリンタ(○○社製 型番: ■■■■)が廃盤となったため、代替のプリンタ(○○社製 型番: ▽▽▽▽)を購入するため

4 中止・廃止年月日

令和 年 月 日(中止の場合: 令和 年 月 日再開予定)

※ 変更の場合においては、事業計画書(変更内容が分かるもの)、見積書の写しを添付すること。

実績報告書(様式 5) ※実績確認書類等、請求書(様式 7)と併せて提出

様式第 5 号 (第 10 条関係)

令和 ○年 ○月 ○日

富士河口湖町長 殿

住 所 山梨県南都留郡富士河口湖町
(所在地) 船津○○—○
補助対象事業者 氏 名 (株)●●●ホテル
(名称及び代表者氏名) 代表取締役社長 □□□□
連 絡 先 0 5 5 5 —○○—○○○○

富士河口湖町宿泊税システム整備費等補助金実績報告書

令和○年○月○日付け富士河口湖町指令第□□号で交付決定のあった富士河口湖町宿泊税システム整備費等補助金に係る補助事業について、富士河口湖町宿泊税システム整備費等補助金交付要綱第 10 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり実績を報告します。

1 補助金額 金 1, 5 0 0, 0 0 0 円

※複数施設を経営し、まとめて申請する場合は以下に内訳を記載

(内訳)

	施設名称	補助金額
1	●●●ホテル 河口湖館	5 0 0, 0 0 0 円
2	●●●ホテル 西湖館	5 0 0, 0 0 0 円
3	●●●ホテル 精進湖館	5 0 0, 0 0 0 円
4		円
5		円
6		円
7		円
8		円
9		円
10		円

4 補助事業完了(又は廃止の承認を受けた)年月日 令和 ○年 ○月 ○日

5 添付書類

- ☒ 事業概要報告書(別紙 1)
- ☒ 補助事業の実施結果が確認できる書類(完了報告書、マニュアル、納品書、写真等)
- ☒ 補助対象経費の証明書類(契約書、請求書、領収書等)の写し

事業概要報告書(別紙1)

※宿泊施設が複数ある場合は施設毎に作成

(別紙1)

事業概要報告書

1 宿泊施設の概要

施設名称	●●●ホテル 河口湖館
施設所在地	富士河口湖町船津■■■—○
施設番号	●●●●●●●●

※ 複数の宿泊施設をまとめて申請する場合は、施設毎に事業概要報告を作成してください。

2 事業概要

事業期間	令和 ○年 ○月 ○日から 令和 ●年 ●月 ●日まで
事業名	①レジシステム改修事業 ②宿泊税申告書印刷用プリンタ購入
事業内容	① ・宿泊税額等集計機能の追加 ・領収書への宿泊税項目印字機能の追加 ② ・〇〇社製 プリンタ(型番:■■■)

3 補助金額の算出根拠

補助対象経費(消費税及び地方消費税を除く)	A	1,200,000円
補助限度額(1施設当たり)	B	500,000円
補助金額(A又はBのいずれか少ない額)		500,000円

※ 複数の宿泊施設をまとめて報告する場合は、富士河口湖町宿泊税システム整備費等補助金実績報告書(様式第5号)の「1 補助金額」には、全施設の合計の補助金額を記入し、「(内訳)」に施設毎の補助金額を記入してください。

請求書(様式7)

※補助対象事業者(本人)名義の口座を記載

様式第7号(第12条関係)

令和 年 月 日

富士河口湖町長 殿

住所 山梨県南都留郡富士河口湖町
(所在地) 船津〇〇—〇
補助対象事業者 氏名 (株)●●●ホテル
(名称及び代表者氏名) 代表取締役社長 □□□□
連絡先 0555-〇〇-〇〇〇〇

富士河口湖町宿泊税システム整備費等補助金精算払(概算払)請求書

令和 年 月 日付け富士河口湖町指令第●—●号で交付決定のあった富士河口湖町宿泊税システム整備費等補助金について、富士河口湖町宿泊税システム整備費等補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

1 請求額 金 1,500,000 円

2 振込先

金融機関名	▽▽▽ 銀行・金庫・組合・農協
支店名	□□□□ 本店・支店・支所
口座種別	普通 当座
口座番号	△△△△△△△△
フリガナ	カ) ●●●ホテル
口座名義	(株)●●●ホテル

3 添付書類

☒ 振込先口座情報等を証明する書類の写し(通帳等)

よくある質問

Q1 本社の所在地は富士河口湖町外ですが、宿泊施設の所在地が富士河口湖町内であれば対象となりますか？

本社が町外であっても、町内で営業している宿泊施設は対象となります。

Q2 メールやファックスでの申請は可能ですか？

メールやファックスでの申請は受け付けておりません。郵送か窓口提出または「やまなしくらしねっと富士河口湖町電子申請サービス」を利用した電子申請にて、申請をお願いします。

Q3 町内に複数の宿泊施設を営業している場合は、まとめて申請することはできますか？

まとめて申請いただくことが可能です。ただし、事業計画書(様式2)や事業概要報告書については施設ごとに作成いただき、見積書等についても、どの施設がどのような整備事業を実施するのか、判別できるような記載形式での提出をお願いします。

Q4 整備事業(支払い)が完了したのから実績報告書を提出することは可能ですか？

申請した整備事業がすべて完了してから、まとめて報告してください。

Q5 補助金はいつ振り込まれますか？

実績報告書等すべての必要書類の提出確認後、通常、2週間～1か月程度で指定の口座に補助金の振込を行います。ただし、提出書類等に不備がある場合や、年末年始などの大型連休を伴う場合は、この限りではありません。

このほか、本補助金に関する詳細は
富士河口湖町ホームページをご確認ください。



(https://www.town.fujikawaguchiko.lg.jp/ka/info.php?if_id=7975&ka_id=11)